

令和 7 年 3 月
令和 7 年第 2 回 栃木市議会定例会
議案説明書（その 2）

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 4 9 号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 5 0 号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	88
議案第 5 1 号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	98
議案第 5 2 号	栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	104
議案第 5 3 号	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例を廃止する条例の制定について……………	112
議案第 5 4 号	栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について……………	113
議案第 5 5 号	栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する 条例の制定について……………	114
議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について（平井川第 2 調節池整備工事）……………	115
議案第 5 7 号	財産の無償貸付けについて……………	119
議案第 5 8 号	財産の取得の変更について（公共施設（10施設）LED照明器具）……………	121
議案第 5 9 号	財産の処分について……………	124
議案第 6 0 号	市道路線の認定について……………	135
議案第 6 1 号	市道路線の変更について……………	140
議案第 6 2 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	148
議案第 6 3 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	150
議案第 6 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	152
議案第 6 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	154
議案第 6 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	156
議案第 6 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	158
議案第 6 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	160
議案第 6 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	162
議案第 7 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	164

(建築指導課)

議案第 49 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、及び宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査を実施するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 建築物に関する確認申請手数料等の額及び区分並びに引用条項を改め、
特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査に係る手数料等を定めること。（別表第 2 関係）
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査に係る手数料を定めること。
（別表第 3 関係）

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

議案第49号（建築指導課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認	建築物に関する確認申請手数料	
	申請部分の床面積の合計	申請1件につき
	30平方メートル以内の <u>もの</u>	9,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以内	<u>15,000円</u>
	100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>23,000円</u>
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>37,000円</u>
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	66,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	94,000円
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	190,000円
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	310,000円
	50,000平方メートルを超える <u>もの</u>	560,000円
	確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、増加する部分の床	

改 正 案

別表第 2 (第 2 条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下この表において「法」という。） 第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認	建築物に関する確認申請手数料	次に掲げる金額を合算した金額
	1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	申請部分の床面積の合計	申請 1 件につき
	30 平方メートル以内の場合	9,000 円
	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内の場合	16,000 円
	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内の場合	28,000 円
	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	43,000 円
	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	66,000 円
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	94,000 円
	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	190,000 円
	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	310,000 円
	50,000 平方メートルを超える場合	560,000 円
	確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあつては、増加する部分の床	

現

行

面積)を床面積とする。

面積)を床面積とする。

2 仕様基準(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(47の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。))であって、市長が指定するものをいう。47の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を要する建築物については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 建築物が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
200平方メートル未満の場合	11,000円
200平方メートル以上の場合	13,000円

(2) 建築物が長屋又は共同住宅である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
300平方メートル未満の場合	21,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	34,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	54,000円
5,000平方メートル以上の場合	71,000円

現

行

2 法第7条第1項（法第8
7条の4又は第88条第1
項若しくは第2項において
準用する場合を含む。）の
規定に基づく検査

略

建築物に関する完了検査申請手数料

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
略	略
30平方メートルを超え100平方メートル以内	20,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	25,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内	36,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	63,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	81,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	150,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	240,000円
50,000平方メートルを超えるもの	470,000円

略

中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請
手数料

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
略	略

改 正 案

2 法第7条第4項又は第1

8条第21項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査

略

建築物に関する完了検査申請手数料

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
略	略
30平方メートルを超え100平方メートル以内	22,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	32,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内	50,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	75,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	97,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	180,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	280,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

略

中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請手数料

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
略	略

現 行

	100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>24,000円</u>
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>35,000円</u>
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	<u>61,000円</u>
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	<u>78,000円</u>
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	<u>140,000円</u>
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	<u>230,000円</u>
	50,000平方メートルを超えるもの	<u>460,000円</u>

3 法第7条の3第1項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査

略

4～40 略

略

41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進

長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額

1・2 略

改 正 案

	100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>27,000円</u>
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>42,000円</u>
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	<u>73,000円</u>
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	<u>93,000円</u>
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	<u>160,000円</u>
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	<u>270,000円</u>
	50,000平方メートルを超えるもの	<u>550,000円</u>

3 法第7条の3第4項又は略
第18条第29項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査

4～40 略 略

41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進
 長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
 1・2 略

法」という。) 第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定

3 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次に掲げる審査の区分(1)、(2)及び(3)に定める金額を合算した金額

(1) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに次に定める金額

<u>申出部分の床面積の合計</u>	<u>申出1件につき</u>
<u>30平方メートル以内のもの</u>	<u>9,000円</u>
<u>30平方メートルを超え100平方メートル以内</u>	<u>15,000円</u>
<u>100平方メートルを超え200平方メートル以内</u>	<u>23,000円</u>
<u>200平方メートルを超え500平方メートル以内</u>	<u>37,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内</u>	<u>66,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内</u>	<u>94,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</u>	<u>190,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え50,000平方メ</u>	<u>310,000円</u>

改 正 案

法」という。) 第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定

3 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次に掲げる審査の区分(1)、(2)及び(3)に定める金額を合算した金額

(1) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。）の合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申請手数料の1及び2に定める金額を合算した金額

現		行							
		<table><tr><td>一トール以内</td><td></td></tr><tr><td>50,000平方メートル</td><td>560,000円</td></tr><tr><td>を超えるもの</td><td></td></tr></table>	一トール以内		50,000平方メートル	560,000円	を超えるもの		
一トール以内									
50,000平方メートル	560,000円								
を超えるもの									
	(2)・(3) 略								
42・43 略	略								
44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15							

改 正 案		
	(2)・(3) 略	
4 2・4 3 略	略	
4 4 都市の低炭素化の促進 に関する法律（平成 2 4 年 法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の認定の 申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額を合 算した金額 1 低炭素建築物新築等計画 の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める 金額 (1) 当該低炭素建築物新築 等計画が都市の低炭素化 の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げ る基準（以下この項にお いて「低炭素建築物誘導 基準」という。）に適合 している旨を証する書類 （品確法第 5 条第 1 項に 規定する登録住宅性能評 価機関又は建築物のエネ ルギー消費性能の向上等 に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する登録建築

条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

(2) 略

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。イからケまでに

改 正 案

物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに
限る。次項において同
じ。) の添付があった場
合 次に掲げる申請の区
分に応じ、それぞれ次に
定める金額

ア・イ 略

(2) 略

2 1 の申請に併せて行う建
築基準法第6条第1項に規
定する建築基準関係規定に
適合するかどうかの審査の
申出に対する審査 次に掲
げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物を建築
する場合にあっては当該
建築に係る部分の床面積、
大規模の修繕又は大規模
の模様替をする場合に
あっては当該修繕又は模様
替に係る部分の床面積の
2分の1）の合計に応じ、
1の項の建築物に関する
確認申請手数料の1及び
2に定める金額を合算し
た金額

現

行

おいて同じ。)の合計
が30平方メートル以
内の場合 9,000
円

イ 床面積の合計が30
平方メートルを超え1
00平方メートル以内
の場合 15,000
円

ウ 床面積の合計が10
0平方メートルを超え
200平方メートル以
内の場合 23,00
0円

エ 床面積の合計が20
0平方メートルを超え
500平方メートル以
内の場合 37,00
0円

オ 床面積の合計が50
0平方メートルを超え
1,000平方メート
ル以内の場合 66,
000円

カ 床面積の合計が1,
000平方メートルを
超え2,000平方メ
ートル以内の場合 9

改 正 案

現

行

4, 000円

キ 床面積の合計が2,
000平方メートルを
超え10, 000平方
メートル以内の場合
190, 000円

ク 床面積の合計が10
, 000平方メートル
を超え50, 000平
方メートル以内の場合
310, 000円

ケ 床面積の合計が50
, 000平方メートル
を超える場合 560
, 000円

(2)・(3) 略

45・46 略

略

略

47 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- 1 非住宅部分の全部を工場、
倉庫、危険物の貯蔵若しくは
は処理に供するもの、水産
物の増殖場若しくは養殖場、
卸売市場、火葬場又はと畜
場、汚物処理場、ごみ焼却

改 正 案

		(2)・(3) 略
4 5 ・ 4 6 略	略	略
4 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 <u>一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

場その他の処理施設（次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であつて、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が 1, 000平方メートル未 満の場合 25, 000円

改 正 案

(1) 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 200平方メートル未満の場合 32,000円

イ 床面積の合計が 1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満の場合 35, 000円

ウ 床面積の合計が 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合 87, 000円

エ 床面積の合計が 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満の場合 130, 000円

オ 床面積の合計が 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満の場合 160, 000円

カ 床面積の合計が 25, 000平方メートル以上の場合 200, 000円

(2) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをい

改 正 案

イ 床面積の合計が 20
0平方メートル以上の
場合 36,000円

(2) 性能基準と仕様基準を
併用する場合 次に掲げ
る場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

う。以下この項、次項及び52の項において同じ。)を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合 29,000円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 39,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 94,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方

改 正 案

ア 床面積の合計が20
0平方メートル未満の
場合 24,000円

イ 床面積の合計が20
0平方メートル以上の
場合 26,000円

現	行	
		メートル未満の場合 <u>170,000円</u> カ 床面積の合計が<u>25</u> <u>,000平方メートル</u> 以上の場合 <u>210,</u> <u>000円</u> 2 <u>1に掲げる建築物以外の</u> <u>建築物に係る建築物エネル</u> <u>ギー消費性能適合性判定</u> 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金 額 (1) モデル建物法を用いる 場合 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア 床面積の合計が<u>1,</u> <u>000平方メートル未</u>

改 正 案

2 その全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の

現

行

満の場合 100, 0
00円

イ 床面積の合計が1,
000平方メートル以
上2, 000平方メー
トル未満の場合 13
0, 000円

ウ 床面積の合計が2,
000平方メートル以
上5, 000平方メー
トル未満の場合 21
0, 000円

エ 床面積の合計が5,
000平方メートル以
上10, 000平方メ
ートル未満の場合 2
80, 000円

オ 床面積の合計が10
, 000平方メートル
以上25, 000平方
メートル未満の場合
340, 000円

カ 床面積の合計が25
, 000平方メートル
以上の場合 400,
000円

改 正 案

場合 18,000円

イ 床面積の合計が30
0平方メートル以上1
,000平方メートル
未満の場合 25,0
00円

ウ 床面積の合計が1,
000平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満の場合 35
,000円

エ 床面積の合計が2,
000平方メートル以
上5,000平方メー
トル未満の場合 89
,000円

オ 床面積の合計が5,
000平方メートル以
上10,000平方メ
ートル未満の場合 1
30,000円

カ 床面積の合計が10
,000平方メートル
以上25,000平方
メートル未満の場合
160,000円

キ 床面積の合計が25

現

行

(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 1,000平方メートル未満の場合 260,000円

イ 床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合 330,000円

ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の場合 480,000円

エ 床面積の合計が 5,000平方メートル以上

改 正 案

、000平方メートル
以上の場合 200、
000円

(2) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が30
0平方メートル未満の
場合 21、000円

イ 床面積の合計が30
0平方メートル以上1
、000平方メートル
未満の場合 29、0
00円

ウ 床面積の合計が1、
000平方メートル以
上2、000平方メー
トル未満の場合 40
、000円

エ 床面積の合計が2、
000平方メートル以

現

行

上 10,000平方メ
ートル未満の場合 5
90,000円

オ 床面積の合計が 10
,000平方メートル
以上 25,000平方
メートル未満の場合
700,000円

カ 床面積の合計が 25
,000平方メートル
以上の場合 800,
000円

改 正 案

上5,000平方メー
トル未満の場合 95
、000円

オ 床面積の合計が5,
000平方メートル以
上10,000平方メ
ートル未満の場合 1
40,000円

カ 床面積の合計が10
、000平方メートル
以上25,000平方
メートル未満の場合
170,000円

キ 床面積の合計が25
、000平方メートル
以上の場合 210,
000円

3 1及び2に掲げる建築物
以外の建築物に係る建築物
エネルギー消費性能適合性
判定 次に掲げる金額を合
算した金額

(1) 住宅部分（(2)に係る
ものを除く。）について、
次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定め
る金額

ア 性能基準を用いる場

改 正 案

合 次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(7) 床面積の合計が2
00平方メートル未
満の場合 32, 0
00円

(4) 床面積の合計が2
00平方メートル以
上の場合 36, 0
00円

イ 性能基準と仕様基準
を併用する場合 次に
掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る金額

(7) 床面積の合計が2
00平方メートル未
満の場合 24, 0
00円

(4) 床面積の合計が2
00平方メートル以
上の場合 26, 0
00円

(2) 共同住宅等の部分につ
いて、次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

改 正 案

ア 性能基準を用いる場合
次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(7) 床面積の合計が3
00平方メートル未
満の場合 65, 0
00円

(4) 床面積の合計が3
00平方メートル以
上2, 000平方メ
ートル未満の場合
100, 000円

(7) 床面積の合計が2
, 000平方メート
ル以上5, 000平
方メートル未満の場
合 180, 000
円

(1) 床面積の合計が5
, 000平方メート
ル以上の場合 26
0, 000円

イ 性能基準と仕様基準
を併用する場合 次に
掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る金額

改 正 案

(7) 床面積の合計が3
00平方メートル未
満の場合 48,0
00円

(4) 床面積の合計が3
00平方メートル以
上2,000平方メ
ートル未満の場合
80,000円

(ウ) 床面積の合計が2
,000平方メー
トル以上5,000平
方メートル未満の場
合 140,000
円

(I) 床面積の合計が5
,000平方メー
トル以上の場合 20
0,000円

(3) 非住宅部分について、
次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定め
る金額

ア モデル建物法を用い
る場合 次に掲げる場
合の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が3

改 正 案

00平方メートル未
満の場合 82, 0
00円

(イ) 床面積の合計が3
00平方メートル以
上1, 000平方メ
ートル未満の場合
100, 000円

(ウ) 床面積の合計が1
, 000平方メート
ル以上2, 000平
方メートル未満の場
合 130, 000
円

(エ) 床面積の合計が2
, 000平方メート
ル以上5, 000平
方メートル未満の場
合 220, 000
円

(オ) 床面積の合計が5
, 000平方メート
ル以上10, 000
平方メートル未満の
場合 290, 00
0円

(カ) 床面積の合計が1
0, 000平方メー

現 行		

改 正 案

トル以上 25, 00
0 平方メートル未満
の場合 340, 0
00 円

(キ) 床面積の合計が 2
5, 000 平方メー
トル以上の場合 4
00, 000 円

イ 標準入力法・主要室
入力法を用いる場合
次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の合計が 3
00 平方メートル未
満の場合 210,
000 円

(イ) 床面積の合計が 3
00 平方メートル以
上 1, 000 平方メ
ートル未満の場合
260, 000 円

(ウ) 床面積の合計が 1
, 000 平方メート
ル以上 2, 000 平
方メートル未満の場
合 340, 000
円

現 行		
4 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築

改 正 案

- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 490,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 600,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 710,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 810,000円

48 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する

前項の右欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

能適合性判定

物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の 1 の (1)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額
- (2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の右欄の 1 の (2)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

2 1 に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の 2 の (1)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額
- (2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の右欄の 2 の (2)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

改 正 案

物エネルギー消費性能適合 審査手数料
 性判定又は建築物エネルギー
消費性能確保計画の軽微
な変更であることの証明の
申請に対する審査

<u>49 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（同条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査手数料</u>	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物 47の項の右欄の1に規定する金額の2分の1に相当する金額 (2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 47の項の右欄の2に規定する金額の2分の1に相当する金額
<u>50 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略	

改 正 案

49 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略
---	---

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

35,000円

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合 47の項の右欄の1の(1)に規定する金額

(イ) 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	16,000円
200平方メートル以上の場合	18,000円

(ウ) 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合 47の項の右欄の1の(2)に規定する金額

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（(イ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。）について、47の項の右欄の3の(1)のアに規定する金額

現

行

200平方メートル未満の 場合	31,000円
200平方メートル以上の 場合	35,000円

- (イ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の 場合	63,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	100,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	180,000円
5,000平方メートル以上	250,000円

- (ウ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の 場合	80,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の	100,000円

改 正 案

- (イ) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の 場合	16,000円
200平方メートル以上の 場合	18,000円

- (ロ) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、47の項の右欄の3の(1)のイに規定する金額

現

行

場合	
1, 000平方メートル以	130, 000円
上2, 000平方メートル	
未満の場合	
2, 000平方メートル以	210, 000円
上5, 000平方メートル	
未満の場合	
5, 000平方メートル以	280, 000円
上10, 000平方メート	
ル未満の場合	
10, 000平方メートル	340, 000円
以上25, 000平方メー	
トル未満の場合	
25, 000平方メートル	400, 000円
以上の場合	

- (エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の	210, 000円
場合	
300平方メートル以上1	260, 000円
, 000平方メートル未満	
の場合	
1, 000平方メートル以	330, 000円
上2, 000平方メートル未	

改 正 案

(エ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）について、47の項の右欄の3の(2)のAに規定する金額

現

行

満の場合

2, 000平方メートル以

480, 000円

上5, 000平方メートル

未満の場合

5, 000平方メートル以

590, 000円

上10, 000平方メート

ル未満の場合

10, 000平方メートル

700, 000円

以上25, 000平方メー

トル未満の場合

25, 000平方メートル

800, 000円

以上の場合

改 正 案

(オ) 共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	31,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	53,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	97,000円
5,000平方メートル以上の場合	140,000円

(カ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、47の項の右

現 行	

欄の3の(2)のイに規定する金額

(キ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、47の項の右欄の3の(3)のアに規定する金額

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	210,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	260,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	340,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	490,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	600,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	710,000円

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。イからケまでにおいて同じ。）

の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円

円

改 正 案

トル未満の場合

25,000平方メートル

以上の場合

810,000円

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

- (1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申請手数料の1及び2に定める金額を合算した金額

	現 行
	<u>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える</u> <u>場合 560,000円</u> (2)・(3) 略
<u>51</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 略 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略 ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額 (7) 計画の認定を受けた住宅部分（<u>(イ)に係るものを除く。</u>）について、前項の右欄の1の(2)のイの(7)に規定する金額の2分の1に相当する金額 (イ) 計画の認定を受けた<u>共同住宅等の部分</u>について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額 (ウ) 計画の認定を受けた<u>非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）</u>について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

改 正 案

50 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

(2)・(3) 略

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)から(カ)までに係るものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する

現

行

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 略

2 略

改 正 案

金額

(エ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(オ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(カ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(カ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(キ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(キ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ク) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ク)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ケ) 略

2 略

5 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく特定建築物の 次に掲げる金額を合算した金額

1 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項の建築物に関する確認申

現 行	

建築等の計画の認定に伴う
適合通知の申出に対する審
査

請手数料の 1 及び 2 に定める金額を合算した金額

2 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定（以
下この項及び次項において「構造計算適合性判定」とい
う。）を要する建築物に該当する一の建築物（同法第 2 0
条第 2 項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみ
なされる場合にあっては、当該建築物の部分）ごとに次に
掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法第 2 0 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの構
造計算が同項第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラ
ムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算
適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

ア 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に
限る。イからオまで及び(2)において同じ。）の合計
が 1, 0 0 0 平方メートル以内の場合 1 2 0, 7 0
0 円

イ 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2,
0 0 0 平方メートル以内の場合 1 5 0, 4 0 0 円

ウ 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0
, 0 0 0 平方メートル以内の場合 1 6 4, 7 0 0 円

エ 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5
0, 0 0 0 平方メートル以内の場合 2 0 8, 7 0 0
円

オ 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートルを超える
場合 3 5 3, 9 0 0 円

(2) (1)に掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合
性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定

5 2 建築物のエネルギー消費性能の向上 第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5 条第1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1 5 条第1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅に係る申請 4, 7 0 0 円

(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するもの

改 正 案

	<u>める金額</u> ア <u>床面積の合計が1, 000平方メートル以内の場合</u> <u>174, 600円</u> イ <u>床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2,</u> <u>000平方メートル以内の場合 232, 900円</u> ウ <u>床面積の合計が2, 000平方メートルを超え10</u> <u>, 000平方メートル以内の場合 267, 000円</u> エ <u>床面積の合計が10, 000平方メートルを超え5</u> <u>0, 000平方メートル以内の場合 352, 800</u> <u>円</u> オ <u>床面積の合計が50, 000平方メートルを超える</u> <u>場合 648, 700円</u> 3 <u>建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置され</u> <u>る建築物については、一の建築設備ごとに15, 000円</u> <u>(小荷物専用昇降機については、7, 000円)</u>
52 <u>高齢者、障害者等の移</u> <u>動等の円滑化の促進に関す</u> <u>る法律第18条第2項にお</u> <u>いて準用する同法第17条</u> <u>第4項の規定に基づく特定</u> <u>建築物の建築等の計画の変</u> <u>更の認定に伴う適合通知の</u> <u>申出に対する審査</u>	<u>次に掲げる金額を合算した金額</u> 1 <u>床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該</u> <u>計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加</u> <u>する部分にあつては当該増加する部分の床面積、建築物の</u> <u>計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場</u> <u>合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の</u> <u>1）の合計に応じ、前項の右欄の1に規定する金額</u>

をいう。)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。イからエまで及び(3)のイ並びに2の(4)から(6)まで及び(7)のエからカまでにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分(イに係るものを除く。) 4,700円

イ 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

改	正	案
---	---	---

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 15,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 25,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 74,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 110,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 140,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 180,000円
- 2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円
- (2) 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性

改 正 案

- 2 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物に
ついては、前項の右欄の2に規定する金額

能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 1
6,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 1
7,000円

(3) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 3
1,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 3
5,000円

(4) 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 3
0,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

改 正 案	

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

(5) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る
申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 3
0,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

(6) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る
申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 6
3,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の場合 100,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満の場合 180,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
250,000円

(7) 一の建築物全体に係る申請（(1)から(6)までに掲げる
申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、モデル
住宅法を用いるものに限る。）について、次に掲げる

改 正 案

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

16,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

17,000円

イ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

16,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

17,000円

ウ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

31,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

35,000円

エ 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

30,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

52,000円

(5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,

000平方メートル未満の場合

95,000円

改 正 案	

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場
合 140,000円

オ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）
について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,00
0平方メートル未満の場合 52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
000平方メートル未満の場合 95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場
合 140,000円

カ 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）
について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,00
0平方メートル未満の場合 100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
000平方メートル未満の場合 180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場
合 250,000円

キ 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）
について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

改 正 案	

80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 100,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 130,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 210,000円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 280,000円

(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 340,000円

(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 400,000円

ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 210,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 260,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 330,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 480,000円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 590,000円

改 正 案	

現 行	
	円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 700,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 800,000円

別表第3（第2条関係）

手数料を徴収する事項	1件当たりの手数料の金額
1～6 略	略
7 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	1枚につき470円

改 正 案

3 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあつては前項の右欄の3に規定する金額

別表第3（第2条関係）

手数料を徴収する事項	1件当たりの手数料の金額		
1～6 略	略		
7 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	1枚につき470円		
8 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査</u>	<u>中間検査を行う</u>	<u>0.3ヘクタール以内のもの</u>	<u>3,700円</u>
	<u>部分の土地の面積</u>	<u>0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以内</u>	<u>5,600円</u>
		<u>2ヘクタールを超え4ヘクタール以内</u>	<u>9,400円</u>
		<u>4ヘクタールを超え7ヘクタール以内</u>	<u>16,000円</u>
		<u>7ヘクタールを超え10ヘクタール以内</u>	<u>28,000円</u>

改 正 案

	10ヘクタールを超え るもの	39,000円
--	-------------------	---------

(建築指導課)

議案第 5 0 号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

静戸中央東地区整備計画区域内における建築物の制限を定めるに当たり、
所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に静戸中央東地区整備計画区域を加えること。(別表第1関係)
- 2 静戸中央東地区整備計画区域内における建築物の用途の制限等を定めること。(別表第2関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第50号（建築指導課）

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

現		行					
別表第 1 （第 3 条関係）							
地区整備計画区域		区域					
略		略					
平川産業団地地区整備計画区域		都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された小山栃木都市計画平川産業団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					

別表第 2 （第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条関係）							
地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
略	略	略	略	略	略	略	略
平川産業団地地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (3) 事務所 (4) 前 3 号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設に			3, 0 0 0 平方メートル	道路境界線までの距離は 5 メートル以上とし、隣地境界線までの距離は 2 メートル以上とする。	

改 正 案

別表第 1 (第 3 条関係)

地区整備計画区域	区域
略	略
平川産業団地地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小山栃木都市計画 平川産業団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
静岡中央東地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小山栃木都市計画 静岡中央東地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条関係)

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物の壁面 の位置の制限	建築物 の高さ の限度
略	略	略	略	略	略	略	略
平川産業団地地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (3) 事務所 (4) 前 3 号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設に			3, 0 0 0 平 方メー トル	道路境界線ま での距離は 5 メートル以上 とし、隣地境 界線までの距 離は 2 メートル以上とする。	

現		行	
	ついては、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。)		
B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（ただし、政令第130条の5の2第1号又は第130条の5の3第2号に掲げるもので、店舗については大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積が1,000平方メートル以下、飲食店については床面積が1,000平方メートル以下のものに限る。） (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属する		

改 正 案

	ついては、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。)				
B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（ただし、政令第130条の5の2第1号又は第130条の5の3第2号に掲げるもので、店舗については大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積が1,000平方メートル以下、飲食店については床面積が1,000平方メートル以下のものに限る。） (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属する				

現		行	
	もの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。）		
C地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての兼用住宅（ただし、政令第130条の3に定めるものに限る。） (3) 工場（ただし、法別表第2（る）項第1号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (4) 倉庫（ただし、法別表第2（る）項第2号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (5) 事務所 (6) 巡査派出所 (7) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設に		道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。

改 正 案

		もの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。）				
C地区	次に掲げる建築物以外のもの	(1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての兼用住宅（ただし、政令第130条の3に定めるものに限る。） (3) 工場（ただし、法別表第2（る）項第1号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (4) 倉庫（ただし、法別表第2（る）項第2号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (5) 事務所 (6) 巡査派出所 (7) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設に			道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	

現				行			
		ついては、(3)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。)					

改 正 案

		ついては、(3)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。)				
静岡中 央東地 区整備 計画区 域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 倉庫（ただし、法別表第2 （る）項第2号に掲げるものを除く。） (2) 事務所 (3) 車庫 (4) 前3号の建築物に附属する もの			1, 0 0 0 平 方メー トル	地区境界線、 道路境界線及 び水路境界線 （管理用道路 を含む。）ま での距離は2 メートル以上 とし、隣地境 界線までの距 離は1メート ル以上とする。 地盤面 から1 0メー トル以 下とす る。

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ企業職員の給与を改定し、及び企業職員に対して単身赴任手当を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 手当の種類に単身赴任手当及び在宅勤務等手当を加えること。
(第 2 条関係)
- 2 扶養手当の支給に係る扶養親族から配偶者を削ること。(第 5 条関係)
- 3 住居手当の支給対象者を改めること。(第 6 条関係)
- 4 単身赴任手当の支給に係る規定を加えること。(第 8 条関係)
- 5 在宅勤務等手当の支給に係る規定を加えること。(第 9 条関係)
- 6 引用条項を改めること。(第 1 4 条及び第 1 5 条関係)
- 7 定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外規定を改めること。

(第 2 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第51号（上下水道総務課）

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（給与の種類） 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （扶養手当） 第5条 略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(5) 略</u> （住居手当） 第6条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅を借り受け家賃を支払っている職員</u>に対して支給する。 第7条 略	

改 正 案

(給与の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(4) 略

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（管理者が定める職員を除く。）

(2) 第8条の規定により单身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第7条 略

(单身赴任手当)

第8条 单身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第8条～第11条 略

(宿日直手当)

第12条 略

2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第13条 第9条、第10条第2項及び第11条の規定については、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。

2 略

第14条～第19条 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第20条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については適用しない。

改 正 案

に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

- 第9条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第10条～第13条 略

(宿日直手当)

第14条 略

- 2 前項の勤務は、第11条、第12条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第15条 第11条、第12条第2項及び第13条の規定については、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。

2 略

第16条～第21条 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

- 第22条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については適用しない。

(上下水道総務課)

議案第 5 2 号

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 布設工事監督者の資格要件を改め、字句の整理を行うこと。

(第 4 条関係)

- 2 水道技術管理者の資格要件を改め、字句の整理を行うこと。

(第 5 条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第 5 2 号（上下水道総務課）

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（布設工事監督者の資格） 第 4 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （2） 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5 年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （4） 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5） 1 0 年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （6） 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において 1 年以	

改 正 案

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以

現

行

上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（

改 正 案

上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する

現

行

学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号の卒業者については4年以上、同条第3号の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号の卒業者については5年以上、同条第3号の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

改 正 案

課程を除く。)を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(環 境 課)

議案第 5 3 号

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例に基づき行っている土砂等の埋立て等に係る規制について、宅地造成及
び特定盛土等規制法及び栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に
関する条例に基づき、栃木県と連携して行うこととするに当たり、栃木市土
砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止
することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

(高齢介護課)

議案第 5 4 号

栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市西方さくらホームを廃止するに当たり、栃木市西方さくらホーム条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

(保 育 課)

議案第 5 5 号

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条
例の制定について

提案理由

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会からの答申を踏まえて決定した事業者による民間保育所の整備が完了したことから、同委員会を廃止するに当たり、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市皆川城内町 1833 番地日向野・坂本特定建設工事
共同企業体代表者日向野建設株式会社代表取締役岡忠昭と締結することにつ
いて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな
らない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約
を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 平井川第2調節池整備工事

工事場所 栃木市平井町地内

工事概要 調節池整備

• 敷地面積 13,200 m²

・最大貯留量 21,600 m³

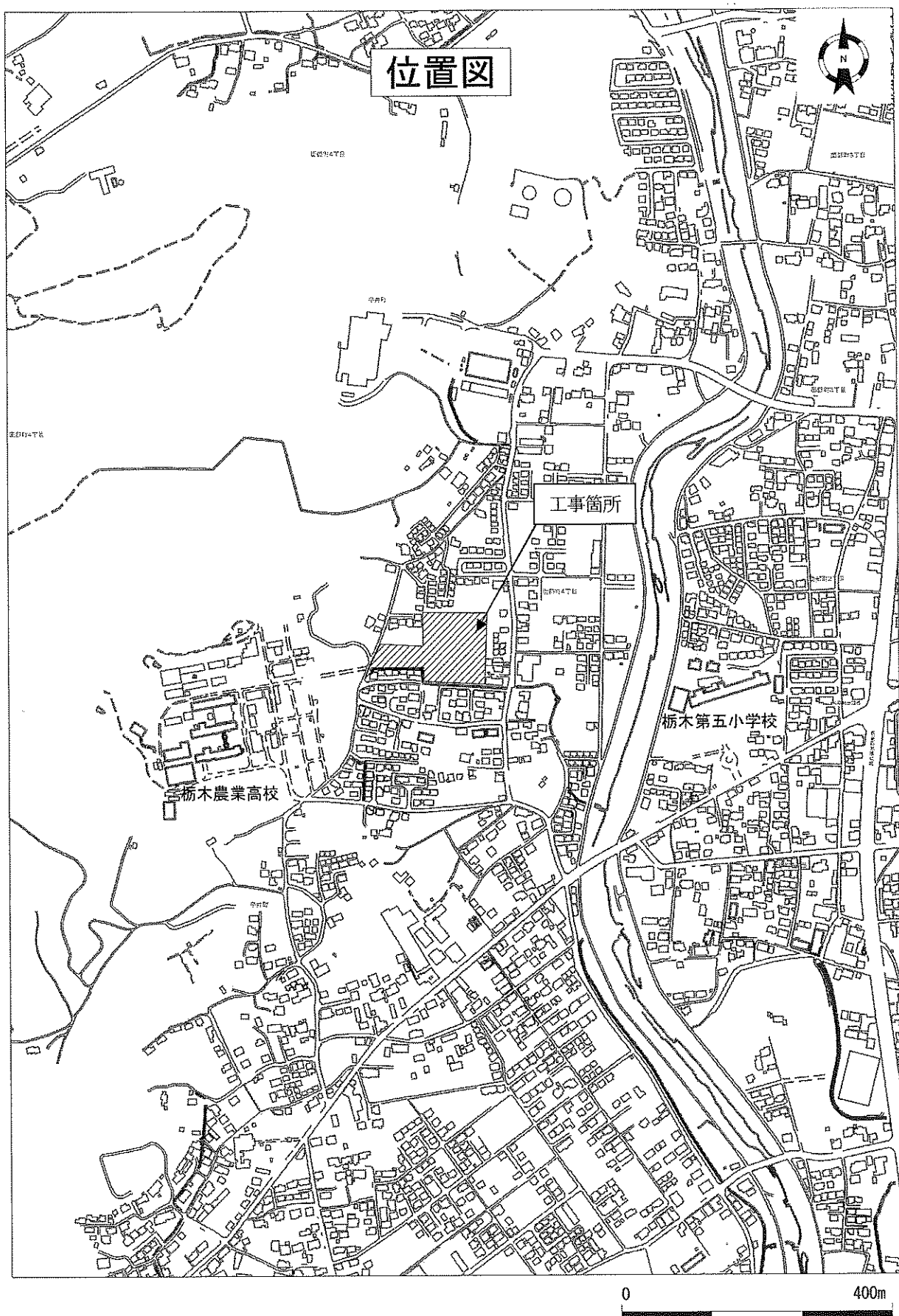
主な工種

・コンクリートブロック積工 1, 028 m²

・護床工（池底コンクリート） 1, 140 m³

・立入防止柵 5 6 2 . 9 m

• 水路工 1 式



[illegible]

(健康増進課)

議案第 5 7 号

財産の無償貸付けについて

提案理由

とちぎメディカルセンター敷地として、一般財団法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

(参 考)

所 在	地 番	地 目	面積 (㎡)
栃木市境町	5 番 2 の一部	宅地	3, 7 3 9. 9 2
栃木市境町	5 番 3 の一部	宅地	4 1 0. 6 7
合 計			4, 1 5 0. 5 9

位 置 図



財産の取得の変更について

提案理由

令和 6 年第 3 回栃木市議会定例会において、議案第 8 1 号として議決を経た公共施設（10 施設）LED 照明器具の取得の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前取得予定価格	変更後取得予定価格
4 8 , 3 1 4 , 6 4 0 円	4 2 , 4 3 9 , 3 2 0 円

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(参考)

取得財産 公共施設(10施設) LED照明器具

取得施設 西方総合文化体育館

大平総合支所

いわふねフルーツパークセンター

真名子夢ホール

大平地域福祉センター

大平学校給食センター

都賀学校給食センター

下野国庁跡資料館

大平みなみ児童館

部屋地区公民館

取得方法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

(契約期間満了後の無償譲渡)

設置期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

ただし、西方総合文化体育館は、契約締結日から令和7年3月
31日まで

賃貸借期間 令和7年3月1日から令和17年2月28日まで（10年間）

ただし、西方総合文化体育館は、令和7年4月1日から令和1
7年3月31日まで（10年間）

財産の処分について

提案理由

栃木市吹上町地内の土地をN T T グローバルデータセンター株式会社に売却することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 5 8 条と同じ。

不動産の調書

従前の宅地（B－1）

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
1	栃木市	吹上町	芝原	924	畑	919
2	栃木市	吹上町	猿楽	955	宅地	1,398.34
3	栃木市	吹上町	芝原	975	畑	2,003
4	栃木市	吹上町	芝原	976	畑	945
5	栃木市	吹上町	芝原	985	畑	839
6	栃木市	吹上町	芝原	986	畑	839
7	栃木市	吹上町	芝原	987	畑	1,808

8	栃木市	吹上町	芝原	988	畑	687
9	栃木市	吹上町	芝原	989	畑	740
10	栃木市	吹上町	芝原	990	畑	647
11	栃木市	吹上町	芝原	991-1	宅地	598.00
12	栃木市	吹上町	芝原	991-2	畑	595
13	栃木市	吹上町	新堀	1018	畑	737
14	栃木市	吹上町	新堀	1019-1	畑	1,166
15	栃木市	吹上町	新堀	1019-2	畑	495
16	栃木市	吹上町	新堀	1020	畑	1,282
17	栃木市	吹上町	新堀	1021-1	田	856
18	栃木市	吹上町	新堀	1021-2	畑	220
19	栃木市	吹上町	新堀	1022-1	畑	297
20	栃木市	吹上町	新堀	1022-2	畑	462
21	栃木市	吹上町	新堀	1023	畑	766
22	栃木市	吹上町	新堀	1024-1	畑	739
23	栃木市	吹上町	新堀	1025	畑	809
24	栃木市	吹上町	新堀	1026	畑	968
25	栃木市	吹上町	新堀	1027	畑	558
26	栃木市	吹上町	新堀	1028	畑	856
27	栃木市	吹上町	新堀	1029	畑	1,087
28	栃木市	吹上町	新堀	1030-1	畑	1,090
29	栃木市	吹上町	新堀	1030-2	畑	1,090
30	栃木市	吹上町	新堀	1031	畑	1,163

31	栃木市	吹上町	新堀	1032	畑	806
32	栃木市	吹上町	新堀	1033	畑	905
33	栃木市	吹上町	新堀	1034-1	畑	1,765
34	栃木市	吹上町	新堀	1035-1	畑	1,695
35	栃木市	吹上町	新堀	1035-2	畑	1,685
36	栃木市	吹上町	新堀	1036	畑	1,028
37	栃木市	吹上町	新堀	1037	畑	1,018
38	栃木市	吹上町	新堀	1038	田	2,297
39	栃木市	吹上町	新堀	1039	畑	310
40	栃木市	吹上町	新堀	1040	畑	1,051
41	栃木市	吹上町	新堀	1041	畑	561

従前の宅地（B－４）

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
42	栃木市	吹上町	台ノ上	856	畑	479
43	栃木市	吹上町	台ノ上	858	畑	978
44	栃木市	吹上町	台ノ上	859	畑	1,014
45	栃木市	吹上町	台ノ上	860	畑	1,166
46	栃木市	吹上町	台ノ上	861	畑	1,100
47	栃木市	吹上町	台ノ上	862	畑	981
48	栃木市	吹上町	台ノ上	863	宅地	978.00
49	栃木市	吹上町	台ノ上	864	畑	856
50	栃木市	吹上町	台ノ上	865	畑	383

51	栃木市	吹上町	台ノ上	866	畑	1,054
52	栃木市	吹上町	台ノ上	877	畑	730
53	栃木市	吹上町	台ノ上	878	畑	575
54	栃木市	吹上町	台ノ上	879	畑	942
55	栃木市	吹上町	台ノ上	880	畑	856
56	栃木市	吹上町	台ノ上	881	畑	641
57	栃木市	吹上町	台ノ上	882-1	畑	1,517
58	栃木市	吹上町	台ノ上	882-2	畑	231
59	栃木市	吹上町	台ノ上	883	畑	978
60	栃木市	吹上町	台ノ上	884	畑	981
61	栃木市	吹上町	台ノ上	885	畑	1,993
62	栃木市	吹上町	台ノ上	886	畑	1,302
63	栃木市	吹上町	芝原	910	畑	899
64	栃木市	吹上町	芝原	912	畑	638
65	栃木市	吹上町	芝原	914-1	畑	598
66	栃木市	吹上町	芝原	914-2	雑種地	93
67	栃木市	吹上町	芝原	916	畑	575
68	栃木市	吹上町	芝原	917	畑	647
69	栃木市	吹上町	芝原	918	畑	1,309
70	栃木市	吹上町	芝原	919	畑	1,186
71	栃木市	吹上町	芝原	920	畑	1,110
72	栃木市	吹上町	芝原	921	畑	836
73	栃木市	吹上町	芝原	922	畑	1,259

74	栃木市	吹上町	芝原	923	畑	1,322
75	栃木市	吹上町	芝原	925	畑	707
76	栃木市	吹上町	芝原	926	畑	796
77	栃木市	吹上町	芝原	929	畑	638
78	栃木市	吹上町	芝原	973	畑	833
79	栃木市	吹上町	芝原	974	畑	806
80	栃木市	吹上町	芝原	977	畑	952
81	栃木市	吹上町	芝原	978	畑	753
82	栃木市	吹上町	芝原	979	畑	796
83	栃木市	吹上町	芝原	980-1	畑	1,120
84	栃木市	吹上町	芝原	980-3	畑	568
85	栃木市	吹上町	芝原	981	畑	747
86	栃木市	吹上町	芝原	982	畑	829
87	栃木市	吹上町	芝原	983-1	畑	901
88	栃木市	吹上町	芝原	983-2	畑	902
89	栃木市	吹上町	芝原	984	畑	1,600
90	栃木市	吹上町	新堀	1034-2	畑	439

従前の宅地（B－6）

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
91	栃木市	吹上町	新井原	675	田	2,287
92	栃木市	吹上町	猿楽	930	畑	925
93	栃木市	吹上町	猿楽	931	畑	1,077

94	栃木市	吹上町	猿楽	932	畑	707
95	栃木市	吹上町	猿楽	934	畑	644
96	栃木市	吹上町	猿楽	935	畑	1,229
97	栃木市	吹上町	猿楽	936	畑	727
98	栃木市	吹上町	猿楽	937	畑	935
99	栃木市	吹上町	猿楽	938	畑	1,454
100	栃木市	吹上町	猿楽	939	畑	902
101	栃木市	吹上町	猿楽	948	畑	1,600
102	栃木市	吹上町	猿楽	952	畑	935
103	栃木市	吹上町	猿楽	953-2	畑	36
104	栃木市	吹上町	猿楽	954-2	畑	152
105	栃木市	野中町	西原	1190-1	畑	455
106	栃木市	野中町	西原	1194	畑	1,153
107	栃木市	野中町	西原	1195	畑	1,047
108	栃木市	野中町	西原	1196-1	田	937
109	栃木市	野中町	西原	1197-1	田	478
110	栃木市	野中町	西原	1198-1	畑	18
111	栃木市	野中町	西原	1216-1	畑	344
112	栃木市	野中町	西原	1218	畑	1,051
113	栃木市	野中町	西原	1219	畑	895
114	栃木市	野中町	西原	1220	田	859
115	栃木市	野中町	西原	1234-1	畑	104

従前の宅地（Ｂ－７）

番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
116	栃木市	吹上町	新井原	902-1	田	456
117	栃木市	吹上町	芝原	913-1	雑種地	97
118	栃木市	吹上町	猿楽	940	畑	1,444
119	栃木市	吹上町	猿楽	941-1	畑	1,546
120	栃木市	吹上町	猿楽	942-1	畑	1,251
121	栃木市	吹上町	猿楽	943	畑	1,140
122	栃木市	吹上町	猿楽	944	畑	737
123	栃木市	吹上町	猿楽	945	畑	723
124	栃木市	吹上町	猿楽	946	田	1,613
125	栃木市	吹上町	猿楽	947	畑	1,074
126	栃木市	吹上町	猿楽	950	畑	783
127	栃木市	吹上町	猿楽	951	畑	796
128	栃木市	吹上町	猿楽	953-1	畑	888
129	栃木市	吹上町	猿楽	954-1	畑	703
130	栃木市	吹上町	猿楽	956	畑	1,497
131	栃木市	吹上町	猿楽	957	畑	750
132	栃木市	吹上町	猿楽	958	田	1,176
133	栃木市	吹上町	猿楽	959	田	1,428
134	栃木市	吹上町	猿楽	961-1	田	654
135	栃木市	吹上町	猿楽	961-2	畑	651
136	栃木市	吹上町	芝原	964	畑	869

137	栃木市	吹上町	芝原	965-1	畑	419
138	栃木市	吹上町	芝原	965-2	畑	419
139	栃木市	吹上町	芝原	966	畑	945
140	栃木市	吹上町	芝原	967	畑	948
141	栃木市	吹上町	芝原	968	畑	842
142	栃木市	吹上町	芝原	969	田	1,847
143	栃木市	吹上町	芝原	970	畑	872
144	栃木市	吹上町	芝原	971	畑	902
145	栃木市	吹上町	芝原	972	畑	1,028
146	栃木市	吹上町	西原	1020-2	畑	4.05
147	栃木市	吹上町	西原	1217-1	畑	826
148	栃木市	吹上町	西原	1261-1	畑	581
149	栃木市	吹上町	西原	1262-1	畑	505
150	栃木市	吹上町	西原	1263-1	畑	1,655
151	栃木市	吹上町	西原	1263-2	畑	548
152	栃木市	吹上町	西原	1263-3	畑	468
153	栃木市	吹上町	西原	1265-1	畑	744
154	栃木市	吹上町	西原	1266-1	畑	945
155	栃木市	吹上町	西原	1267-1	畑	994
156	栃木市	吹上町	西原	1268	畑	667
157	栃木市	吹上町	西原	1269	畑	680
158	栃木市	吹上町	西原	1277	畑	981
159	栃木市	吹上町	西原	1278	畑	829

160	栃木市	吹上町	西原	1279	畑	872
161	栃木市	吹上町	西原	1280	畑	462
162	栃木市	吹上町	西原	1281	田	651
163	栃木市	吹上町	西原	1282	田	684
164	栃木市	吹上町	西原	1283	畑	1,133

従前の宅地（C－4）

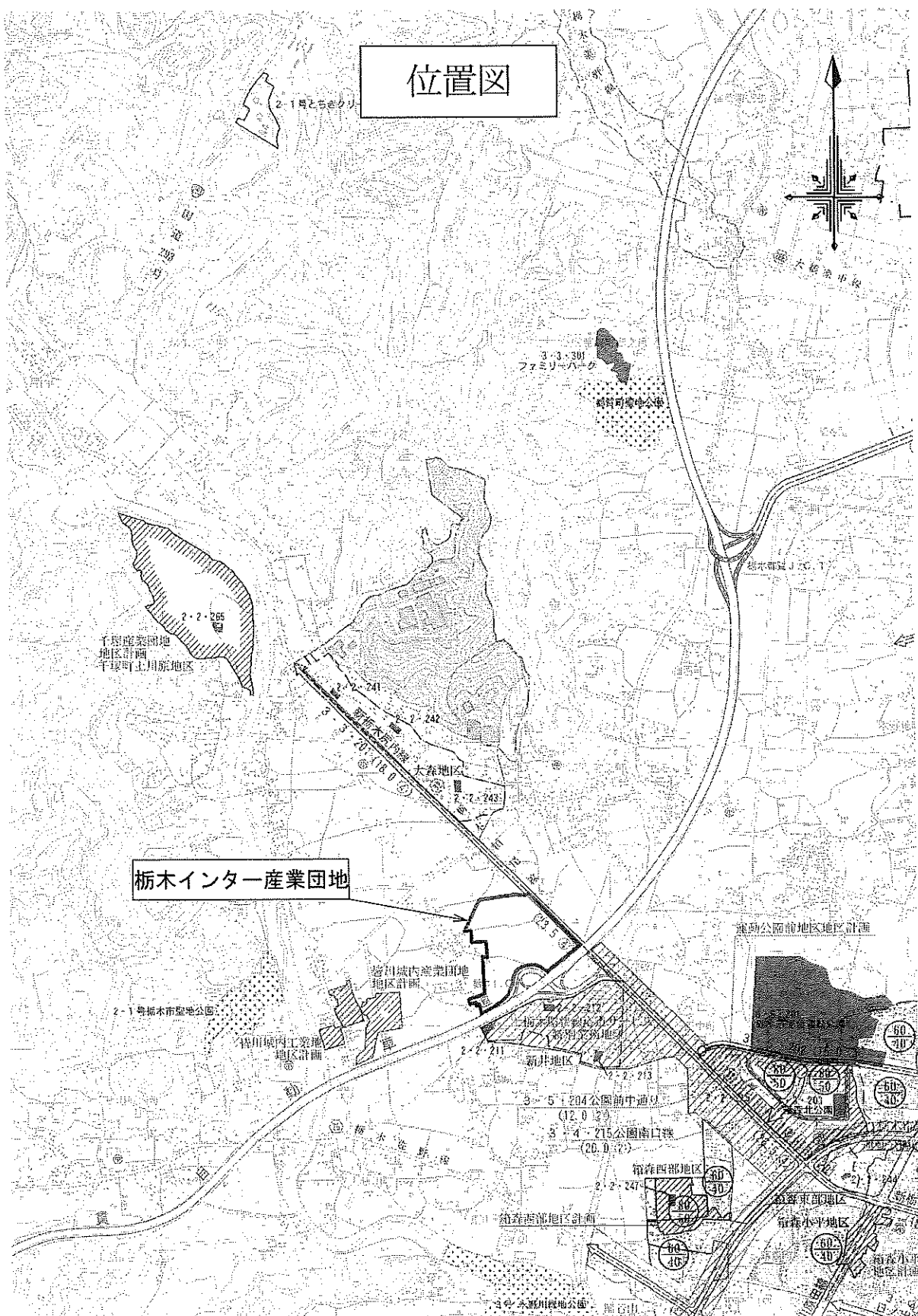
番号	土地の所在				地目	登記地積 (㎡)
	市	大字	字	地番		
165	栃木市	吹上町	野中原	670-1	雑種地	1,972
166	栃木市	野中町	西原	1183-1	畑	77
167	栃木市	野中町	西原	1186	宅地	975.20
168	栃木市	野中町	西原	1188-4	宅地	132.00

整理後の宅地

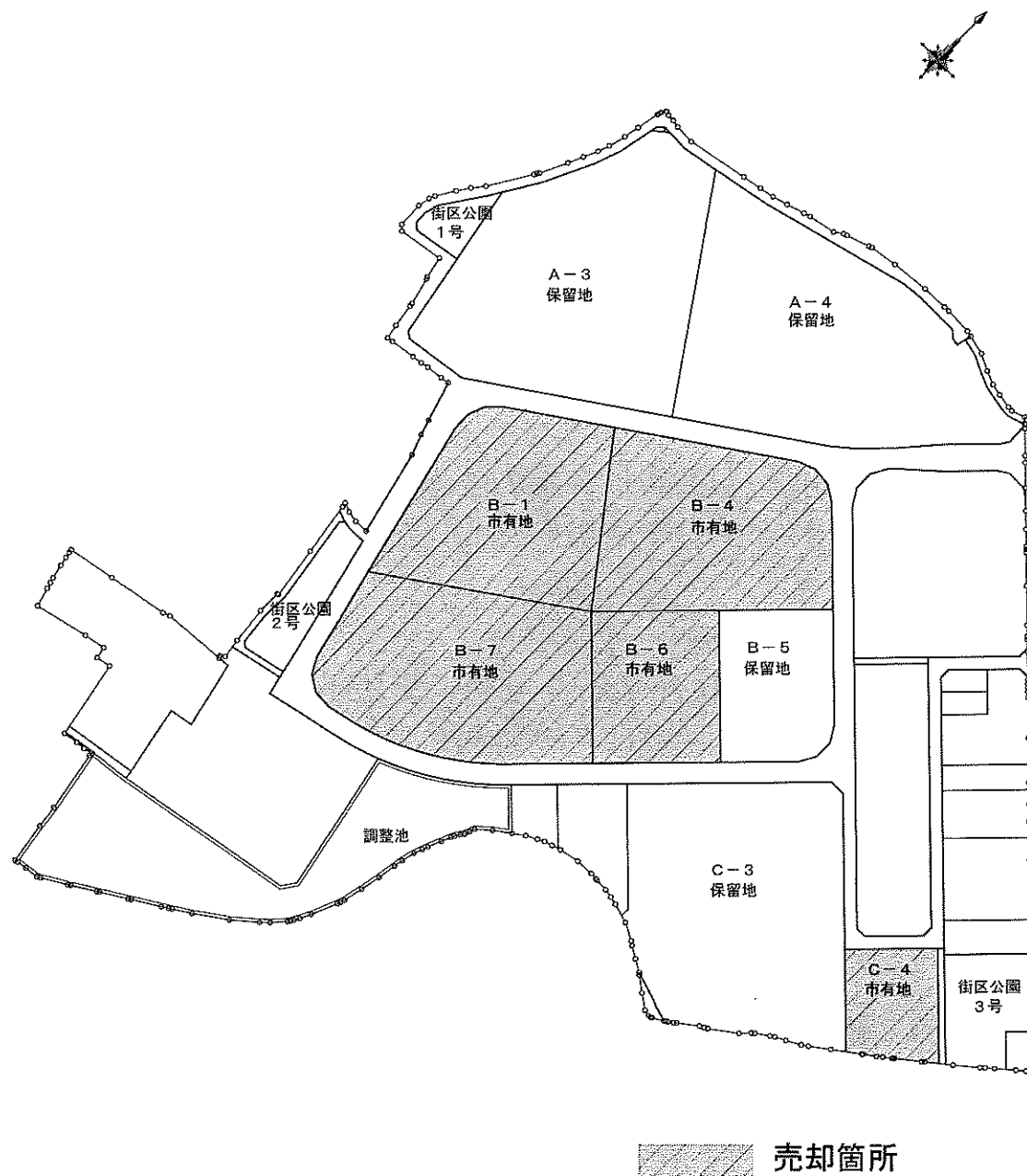
街区番号	画地番号	仮換地地積（㎡）
B	1	13,715.23
B	4	14,738.61
B	6	7,690.70
B	7	16,973.49
C	4	4,031.31
合計		57,149.34

整理後の宅地の位置は分譲区画図のとおり

位置図



栃木インター産業団地分譲区画図



市道路線の認定について

提案理由

土地改良事業、開発行為等により整備され未認定であった路線及び平川土地
地区画整理事業により整備予定の路線について、道路法第 8 条第 1 項の規定
に基づき市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を
求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

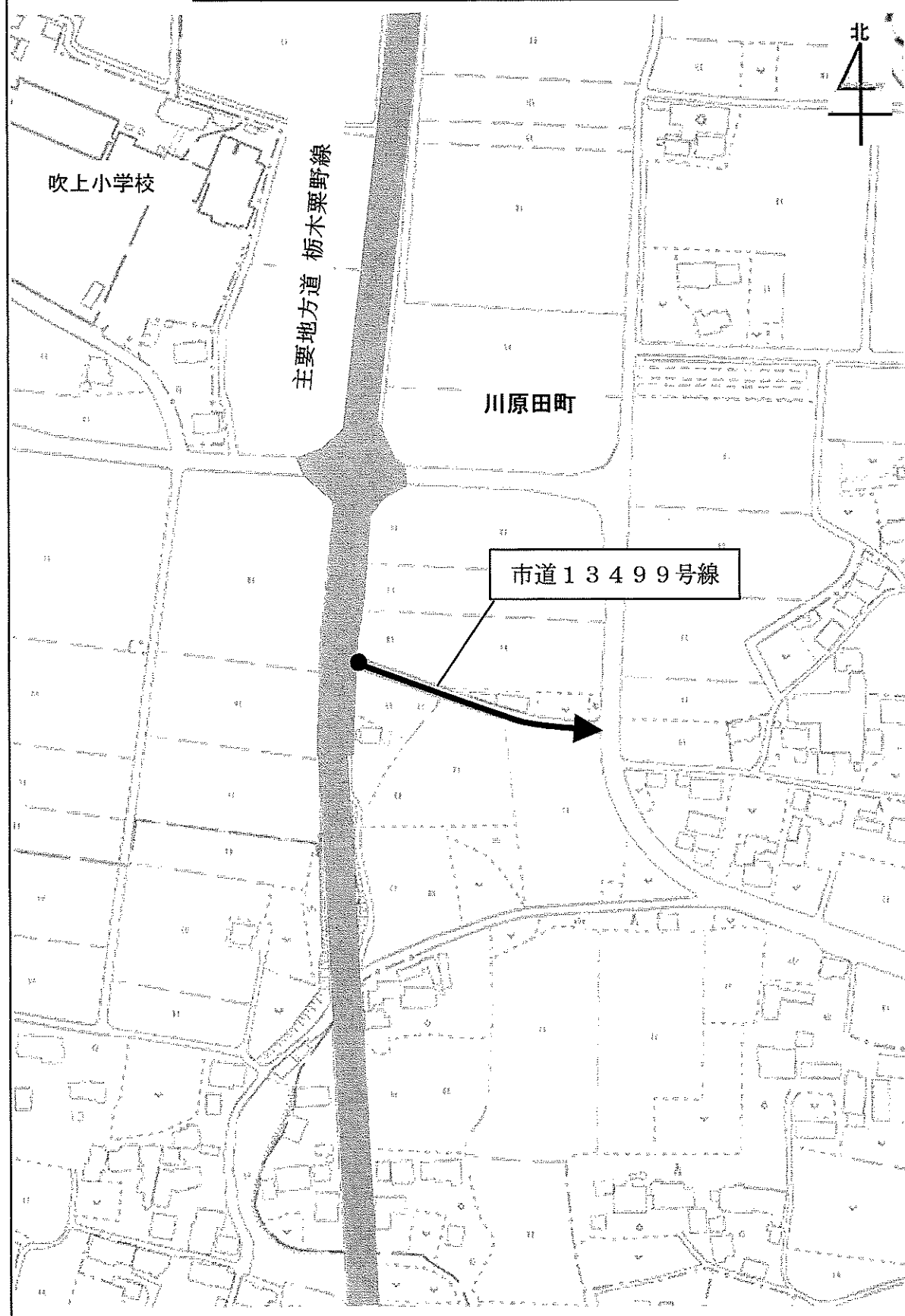
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市
町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、
あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

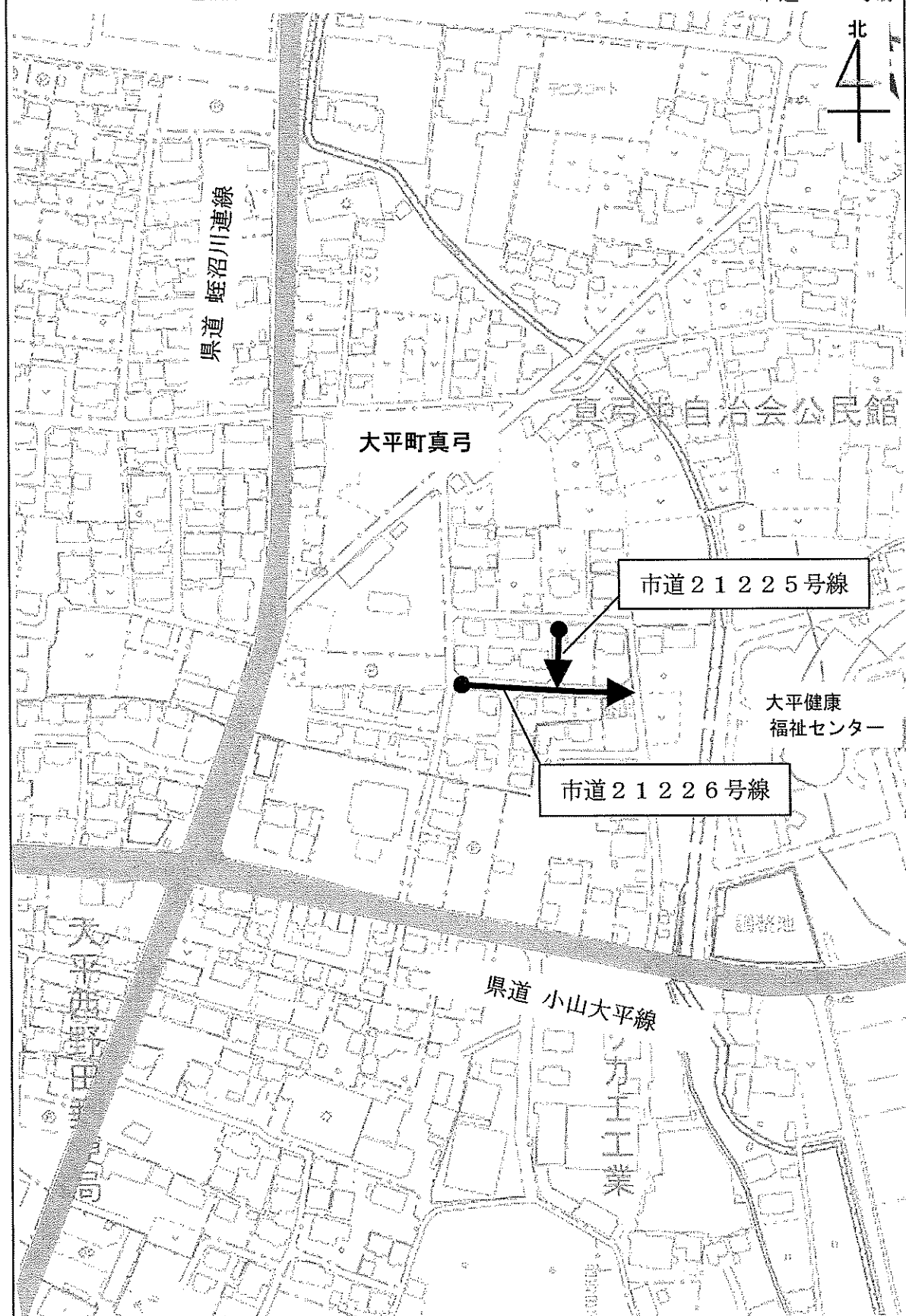
市道13499号線



市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

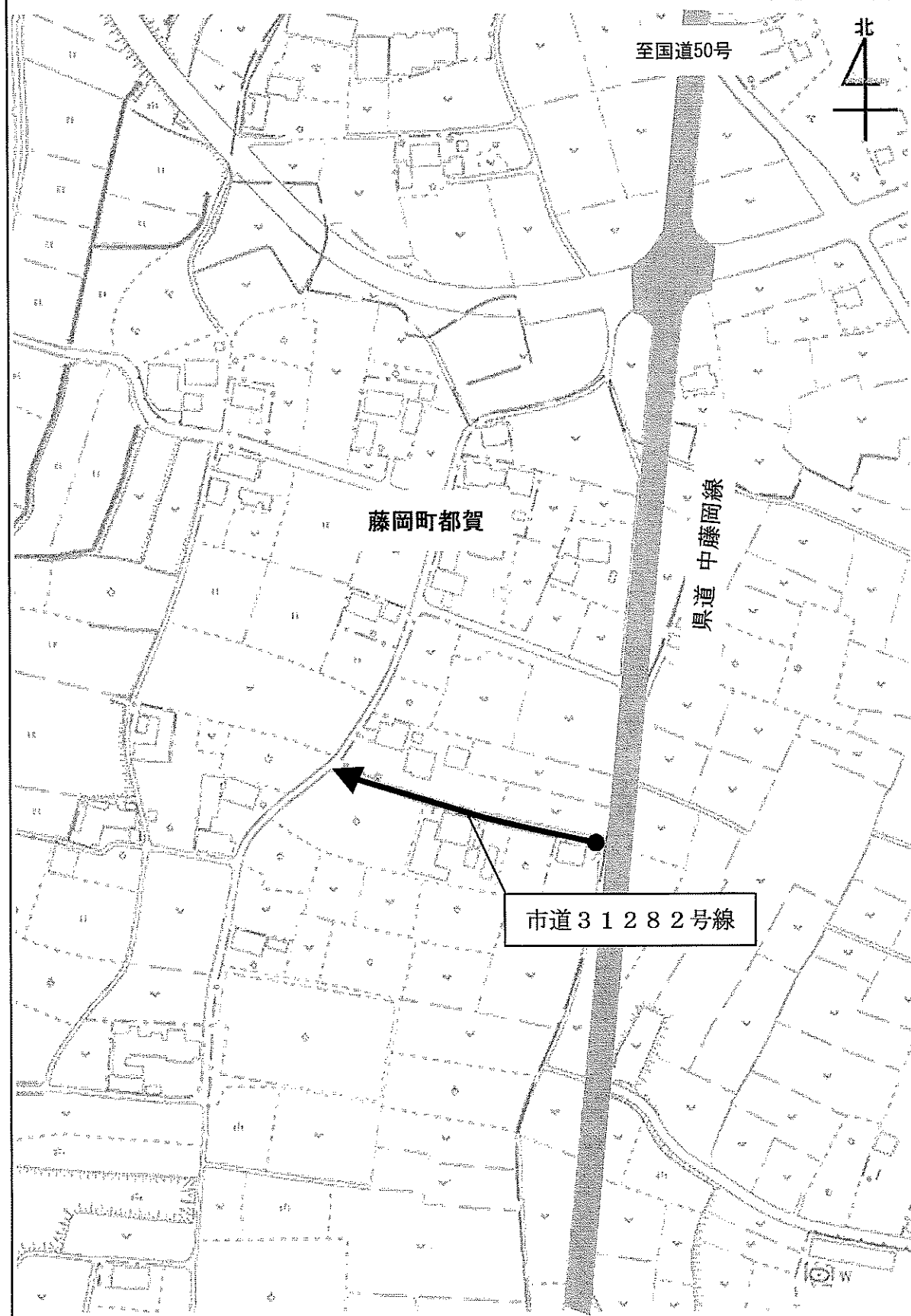
市道21225号線

市道21226号線



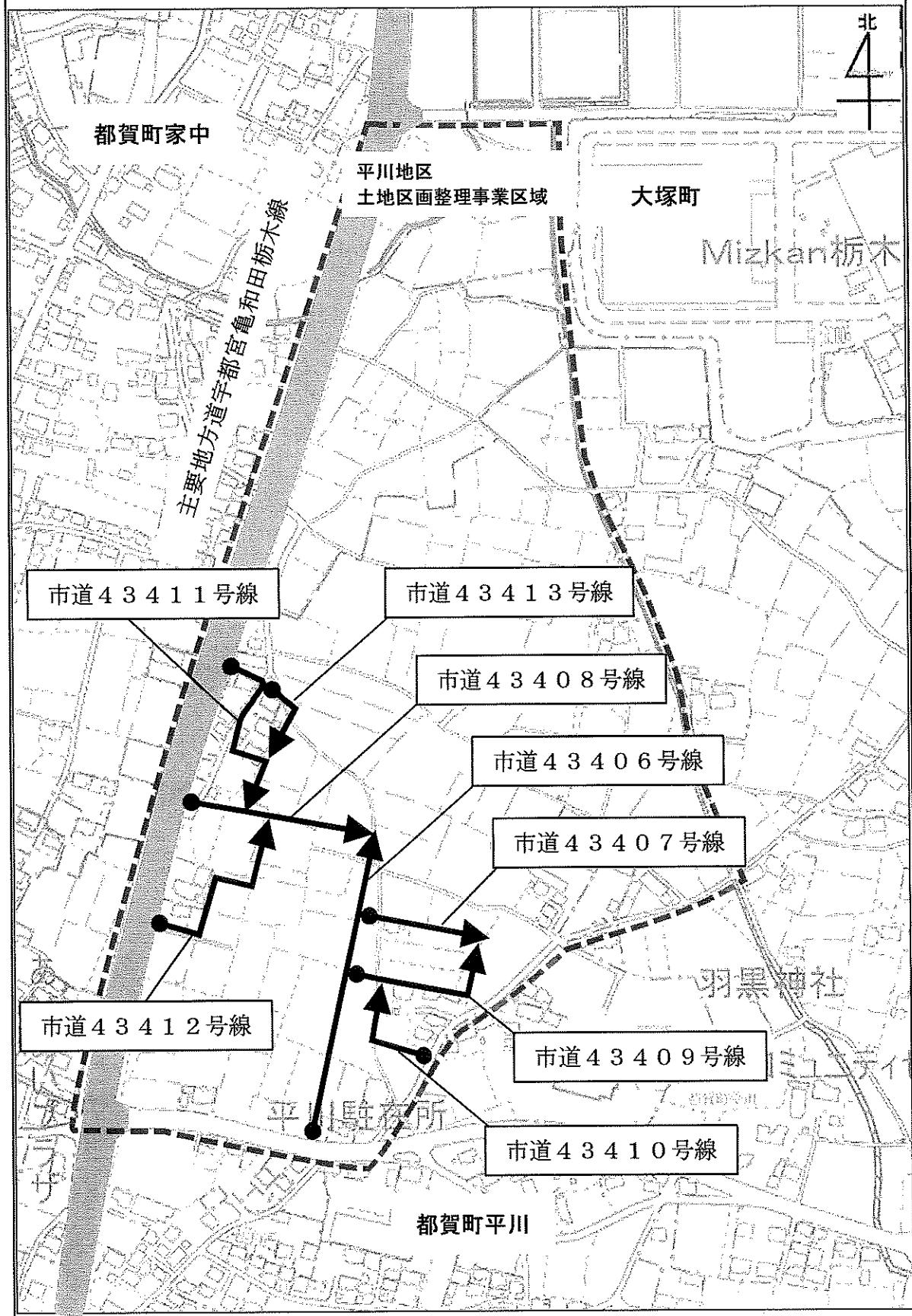
市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

市道31282号線



市道路線認定 位置図 (S=1:4000)

市道43406号線～
市道43413号線



市道路線の変更について

提案理由

一部未認定であった路線及び認定位置に誤りがあった路線について、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 略

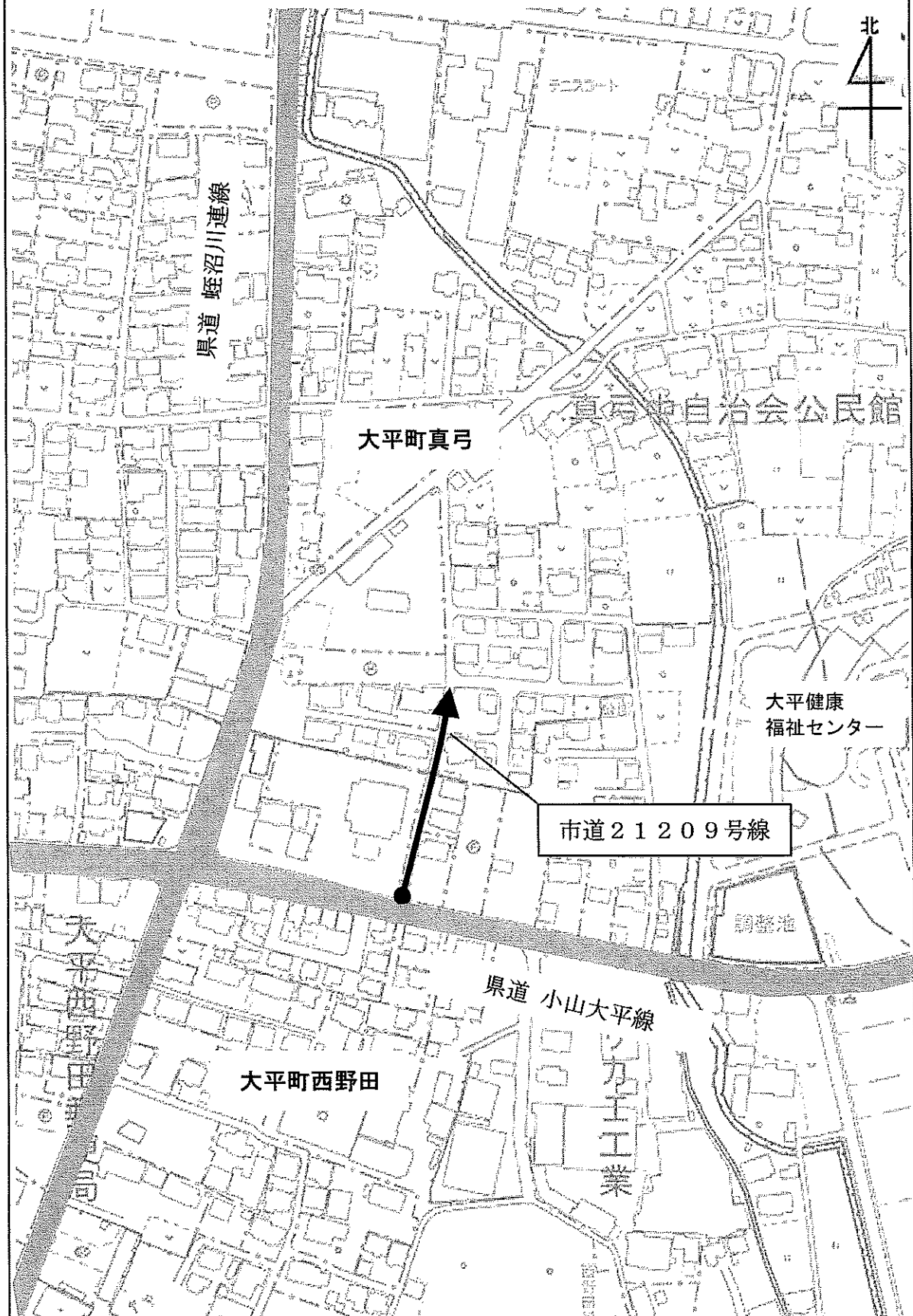
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道

府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

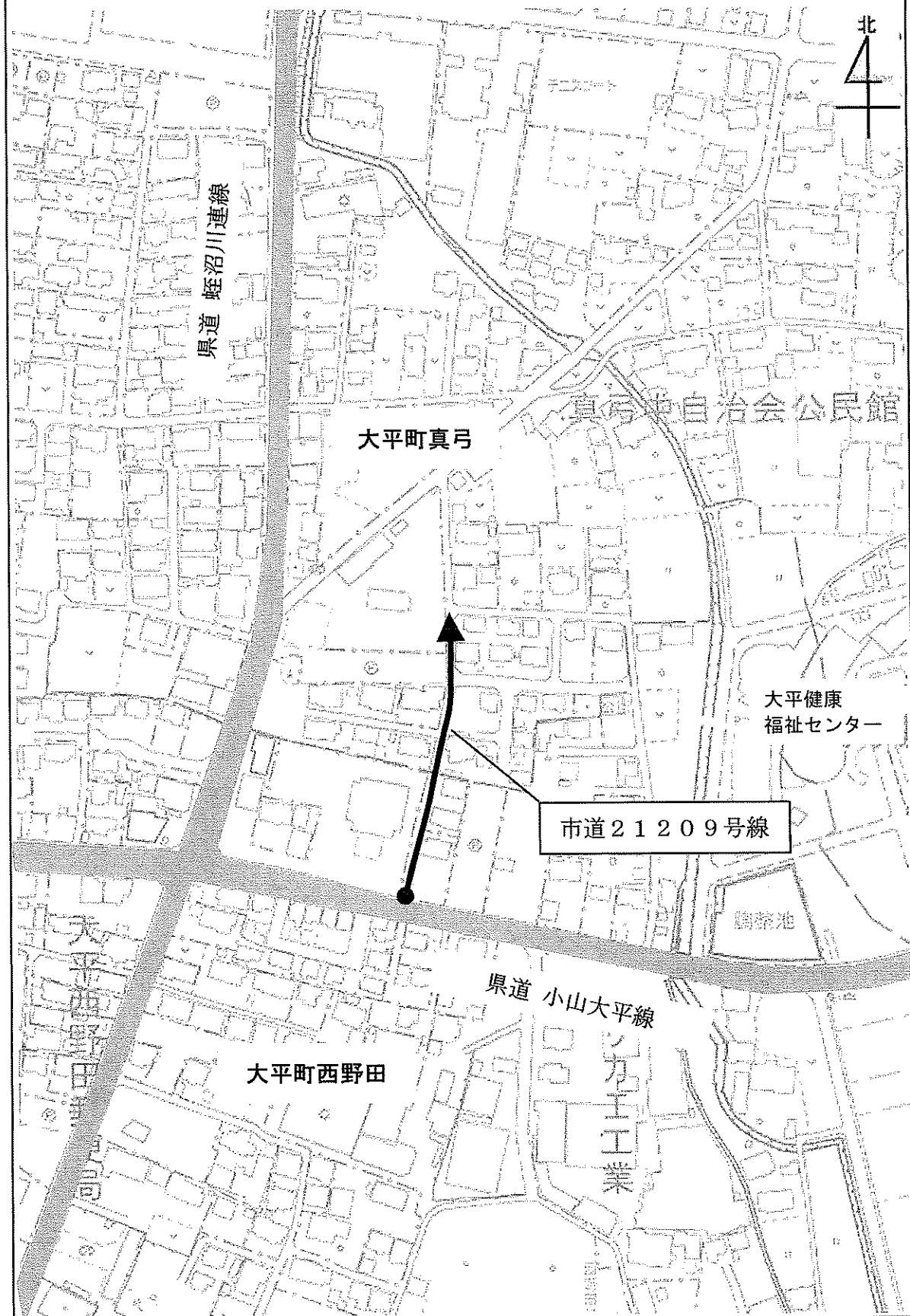
市道21209号線



市道路線 変更後 位置図

(S=1:2500)

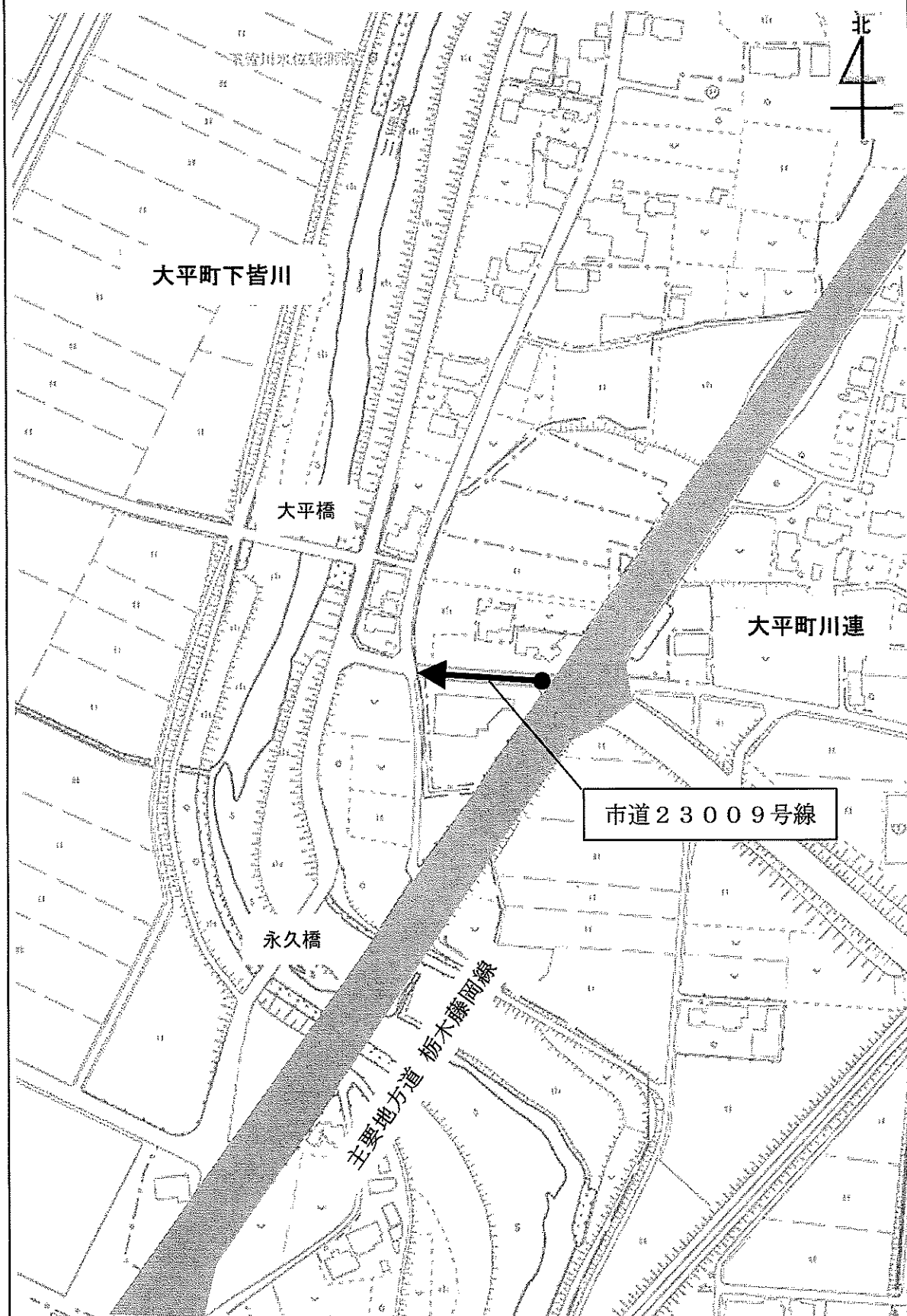
市道21209号線



市道路線 変更前 位置図

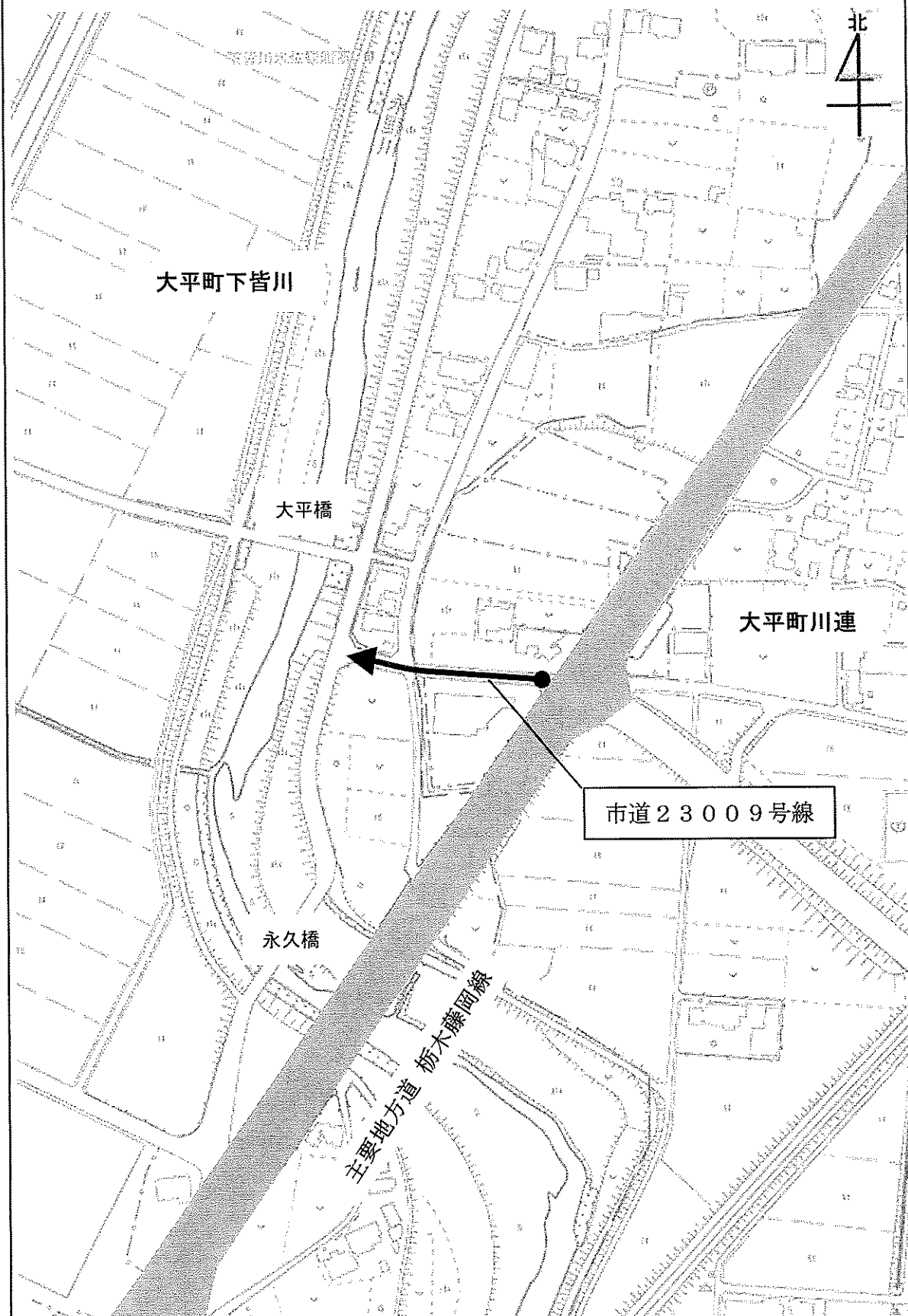
(S=1:2500)

市道23009号線



市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道23009号線



市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

市道61224号線



市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道61224号線



(総務人事課)

議案第 6 2 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、福島鉄典氏が令和 7 年 5 月 1 8 日をもって任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

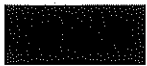
2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

五十嵐 幸男 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町伯仲 1 7 4 1

生年月日 昭和 4 0 年 1 月 2 1 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第 6 3 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、林慶仁氏が令和 7 年 5 月 1 8 日をもって任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

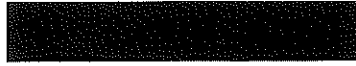
〔参照条文〕

議案第 6 2 号と同じ。

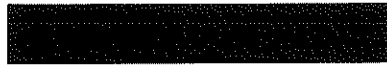
岩 崎 好 宏 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町鷺巣 3 0 9 番地 2

生年月日 昭和 4 7 年 3 月 1 2 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第 6 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、諏訪晃氏が令和 7 年 5 月 1 7 日
をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員
に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 4 2 3 条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税
義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、
当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

諏訪晃氏の略歴

住 所 栃木市片柳町4丁目1番20号

生年月日 昭和19年1月3日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第 6 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、高際悦子氏が令和 7 年 5 月 1 7 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 6 4 号と同じ。

高 際 悦 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町西野田 2 0 1 6 番地 6

生年月日 昭和 3 9 年 1 1 月 2 1 日

[REDACTED]

[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第 6 6 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、松島誠氏が令和 7 年 5 月 1 7 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 6 4 号と同じ。

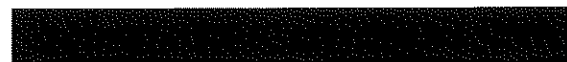
松 島 誠 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町家中 4 3 4 7 番地

生年月日 昭和 3 8 年 3 月 3 0 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第 6 7 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、高際誠一氏が令和 7 年 5 月 1 7
日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の
同意を求めるもの。

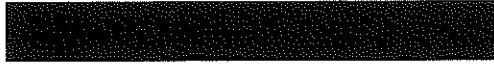
〔参照条文〕

議案第 6 4 号と同じ。

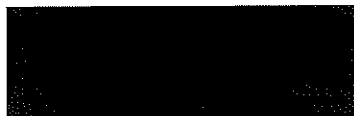
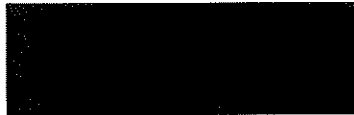
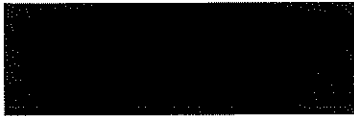
綾 部 一 成 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町蛭沼 1 1 8 8 番地 3

生年月日 昭和 5 2 年 2 月 2 2 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、藤野喜代子氏が令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 1・2 略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

- 4 以下略

藤 野 喜 代 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町大前 3 1 9 0 番地

生年月日 昭和 3 1 年 1 月 1 4 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 6 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、矢口稔氏が令和 7 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

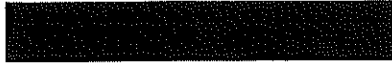
〔参照条文〕

議案第 6 8 号と同じ。

矢口稔氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡 2 7 3 7 番地

生年月日 昭和 2 8 年 9 月 9 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 70 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、岸千賀子氏が令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として益子里香氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 68 号と同じ。

益 子 里 香 氏 の 略 歴

住 所 栃木市平柳町 3 丁目 4 7 番 3 号

生年月日 昭和 5 6 年 5 月 9 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

